

＜ 特別児童扶養手当 認定基準 ＞

◆別表1 重度の障がい（1級）

表1 各号の要件のうちいずれか1つ以上を満たしていることが必要です。

表1

- 1 視力の良い方の眼の視力が 0.03 以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能の著しい障がい
- 4 両上肢の全ての指を欠くもの
- 5 両上肢の全ての指の機能の著しい障がい
- 6 両下肢の機能の著しい障がい
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 座っていることができない又は立ち上がることができない程度の体幹の障がい
- 9 1～8 以外で、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静が必要な病状が同程度以上と認められ、日常生活に支障がある状態のもの
- 10 1～9 と同程度以上と認められる精神の障がい
- 11 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合で、1～9 と同程度以上と認められる状態のもの

◆別表2 中度の障がい（2級）

表2 各号の要件のうちいずれか1つ以上を満たしていることが必要です。

表2

- 1 視力の良い方の眼の視力が 0.07 以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
- 3 平衡機能の著しい障がい
- 4 そしゃく機能を失ったもの
- 5 音声又は言語機能の著しい障がい
- 6 両上肢の親指及び人差し指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢の親指及び人差し指又は中指の機能の著しい障がい
- 8 一上肢の機能の著しい障がい
- 9 一上肢の全ての指を欠くもの
- 10 一上肢の全ての指の機能の著しい障がい
- 11 両下肢の全ての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能の著しい障がい
- 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 歩くことができない程度の体幹の障がい
- 15 1～14 以外で、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静が必要な病状が同程度以上と認められ、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることが必要な状態のもの
- 16 1～15 と同程度以上と認められる精神の障がい
- 17 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合で、1～16 と同程度以上と認められる状態のもの